


## ・「学校別学級数調」記入上の注意

- 1 各学校においては、記入上の注意を精読の上作成する。
- 2 分校及び特別支援学級は、本校の次の欄を使って記入し、別葉にまたがらないようにする。  
学校名の左の欄の（ ）に分校名及び特別支援学級の種別（知的障がい、虚弱、弱視等）を記入する。  
なお、分校は1校として取り扱う。
- 3 完全給食を実施する施設を置く学校には、校名の頭に㊦と、共同調理場を利用する学校には、㊧と朱書する。また、前年度と給食実施方法に変更のある学校は、備考欄にその旨を朱書する。
- 4 児童生徒数及び学級数の記入について
  - (1) 1段目の平成23年10月1日推計による平成〇年4月1日現在の児童生徒数は、予算資料（10月1日調査）に記載された数字をそのまま転記する。
  - (2) 2段目には、平成〇年1月31日推計による平成〇年4月1日現在の児童生徒数を記入する。推計に当たっては、可能な限り情報を収集し、正確な数を計上する。  
また、予測による記入はしないようにする。  
国立、県立（会津学鳳中）、私立学校及び盲・聾・特別支援学校への平成〇年度入学予定者（受験者も含む）の数は含めない。
  - (3) 3段目の欄の学級数は、2段目の各学年の児童生徒数をもとに、平成〇年度学級編制の基準によって編制する。標準学級数（40人学級の場合の学級数）も（ ）の中に必ず記入する。
  - (4) 2校以上からある学年に入学する場合は、その学校名（分校、特別支援学級も含む）と人数を備考欄に記入する。
  - (5) 国立、県立（会津学鳳中）、私立学校及び盲・聾・特別支援学校の平成〇年度入学者の数を備考欄に記入する。（外数）
  - (6) 複式学級及び特別支援学級で多学年により学級を編制する場合は、で明示する。
  - (7) 特別支援学級を設置している学校について  
※児童生徒数及び学級数は、普通学級と特別支援学級に分けて記入する。  
※特別支援学級の学級数の欄の計欄には種別ごとに学級数を記入する。
  - (8) 児童生徒数1～3名の減少で平成〇年4月1日現在の当該学年の標準学級数に変動をもたらす学校名を赤丸で（○）で囲み、また30人および30人程度学級数に変動をもたらす学校名を青四角（□）で囲み、その当該学年欄をそれぞれ赤枠、青枠で囲むようにする。ただし、複式学級、特別支援学級は除く。
- 5 その他
  - (1) 平成〇年度学級編制の基準によって編制すること。
  - (2) 学校、市町村教育委員会、教育事務所との連絡を密にし、児童生徒数の変動を適切に把握するように努める。  
特に、学級数に変動をもたらす児童生徒数の変動については、必ず各教育事務所を經由して学校経営支援課に報告する。  
手続き等については、平成20年度学級編制説明会資料「児童生徒数の増減によって学級編制の変更を行う場合の手続き等について」を参照し、遺漏のないように行う。
- 6 市町村教育委員会においては、小・中・特別支援学校ごとに別紙としてまとめ、一葉ごとに小計（合計）を記入する。2枚以上にわたる市町村については、最後の1枚を添え、計欄に各葉の小計数を合わせた合計数を記入する。